



新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け給付金のお知らせ

1 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金(令和3年8月および9月分)

新型コロナウイルスの感染拡大による飲食店などの営業時間短縮要請へのご協力にともない、活動に大きな影響を受けている事業所へのお知らせです。

◆対象期間

令和3年8月および9月

◆給付額

令和3年8月または9月の事業収入(売上)における対前年または前々年同期比での減少額。

ただし、個人、法人にかかわらず月25〜75万円を上限とします。

【上限額の算定式】

前年または前々年の1日当たりの売上高×0.3×10

※算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とし、25万円未満の場合は25万円とします。

◆申請要件

①県内に事業所(個人の場合は住居または事業所)を有し、事業を営んでいる事業者(県外に本社がある事業者を含む。以下同

じ)で、中堅企業、中小企業その他の法人などおよび個人事業者。

②令和3年8月または9月の事業収入(売上)が、前年または前々年同期比で30%以上減少。

③営業時間短縮の要請の対象事業者ではない。

2 高知県雇用維持臨時支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内施設や店舗を有する事業者の事業の継続と雇用の維持を図るため、固定費のうち人件費に着目した給付金です。

◆対象期間

令和3年8月から9月まで(8月または9月の1カ月単位とすることができるとする)

◆申請要件

①県内に事業所(個人の場合は住居または事業所)を有し、事業を営んでいる事業者(県外に本社がある事業者を含む。以下同じ)で、中堅企業、中小企業その他の法人などおよび個人事業者。

②令和2年1月から令和2年12月までの年間事業収入(売上)の合計が、前年同期比で15%以上減少。

③対象期間の事業収入(売上)の合計が、前年または前々年同期比で30%以上減少(1カ月単位での申請の場合はその月の事業収入(売上)が、前年または前々年同期比で30%以上減少)。

④対象期間の社会保険料を納付していること。または、対象期間の社会保険料の納付猶予の特例の対象となっていないこと。

⑤高知県税を滞納していないこと。または徴収猶予を受けていること。

◆申請書類の入手方法・入手場所

・高知県庁ホームページ  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/>  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2021090800057.html>

【営業時間短縮要請対応臨時給付金】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2021090800071.html>

【雇用維持臨時支援給付金】

・高知県庁本庁舎1階ロビー内  
 ・県の合同庁舎および県税事務所  
 ・県内の市町村役場の所定窓口

◆申請書類の受付期間

11月30日(火)まで

◆申請受付方法

(1)郵送による受付  
 申請書類を次の宛先へ簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で

郵送してください。  
 〈宛先〉  
 〒780-18570

高知県庁「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」  
 〒780-18570

高知県庁「高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター」  
 ※切手を貼付のうえ、申請者の住所および氏名を必ずご記入ください。  
 ※送料は申請者側でご負担ください。

(2)オンラインによる受付  
 県庁ホームページのオンライン申請ページで手続きをお願いします。

○お問い合わせ  
 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請手続相談窓口(コールセンター)

088-823-19875  
 受付時間 午前9時〜午後5時  
 (土日、祝日も開設)

高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター  
 088-821-17566  
 受付時間 午前9時〜午後5時  
 (平日のみ開設)

高知県庁「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」  
 〒780-18570

高知県庁「高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター」  
 〒780-18570